

議案第 5 号

字の区域及び名称変更について

字の区域及び名称を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

なお、この字の区域及び名称変更は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定による県知事が県公告に登載した日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 27 年 3 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲